

第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画（中間案）について

議員全員協議会
令和6年12月25日
健康福祉部
教育委員会事務局

本市では、第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）において、働きながら安心して子どもを生み育て、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育・子育て支援サービスの量的・質的な充実をはじめとして、公立幼稚園給食の導入や児童虐待防止の強化など、子育て世帯にやさしく住みよい環境づくりに取り組んできました。

第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画（令和7年～令和11年）では、これまでの成果を基盤として継承していくとともに、子どもや子育てが個々の家庭の中だけでなく、地域社会の中でしっかりと支えられ、見守られながら、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かり合うことのできる社会を目指し策定するものです。

【計画の位置づけ】

- 子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子どもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画
- 宮津市総合計画を上位計画とし、「宮津市地域福祉計画」を踏まえ、関連する個別計画との整合を図るものとする。

【計画期間】

- 令和7年度～令和11年度（5ヵ年）

【計画の基本的な考え方】

- 基本理念「みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ」
- 基本方針・基本目標

「子育てに夢を育てる環境づくり」

- 1 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます
- 2 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します

「子どもが健やかに育つまちづくり」

- 3 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます
- 4 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します
- 5 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

【今後のスケジュール（案）】

- | | |
|---------------|------------------------|
| 令和7年1月中旬～1月下旬 | パブリックコメントの募集 |
| 2月中旬～2月下旬 | 第4回子ども・子育て会議において最終案の審議 |
| 3月下旬 | 計画策定 |

『第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画』（中間案）について（令和6年12月）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨（背景）

- ◆子どもや子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標を定め、切れ目のない総合的な支援を地域社会全体で支援していくことが必要です。

平成24年【子ども・子育て関連3法成立】 平成27年度スタート
幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に支援

令和元年【児童福祉法の一部改正】
児童虐待の防止強化、体罰禁止の明記ほか
【京都府子育て環境日本一推進戦略（令和元年9月）】
結婚・妊娠・出産・子育てできる雇用環境の創出、子育てしやすい
安心安全なまちづくりなど企業等との連携強化を目指す

令和2年【新子育て安心プラン】
女性就業率82%に対応できる保育環境整備の推進、待機児童解消など
【少子化社会対策大綱】閣議決定
目標「希望出生率1.8」

令和3年【こども政策の新たな推進体制に関する基本方針】が閣議決定
こどもまんなか社会の実現をめざす

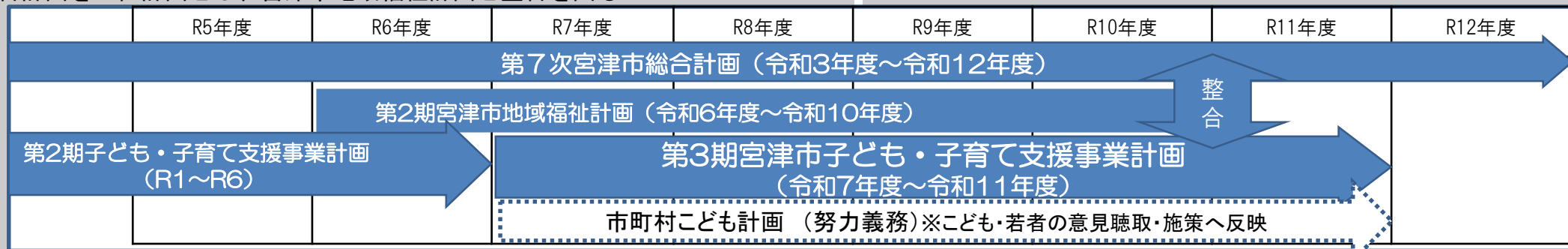
令和4年【児童福祉法等の一部改正】
こども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場での相談機関の整備
3事業「子育て世帯訪問支援」、「児童育成支援拠点」、「親子関係形成
支援」の新設

令和5年【こども基本法施行】【こども大綱策定】【こども家庭庁設置】
・こども大綱は、こども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子ども
の貧困対策等、こども政策に関する基本的な方針と重要事項を一元化
・市町村こども計画の策定が努力義務化

令和6年【子ども・子育て支援法改正】
児童手当の拡充、「こども誰でも通園制度」創設、「産後ケア事業」の
提供体制の整備
【子ども・若者育成支援推進法の改正法】成立
ヤングケアラー支援の明文化
【子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の一部改正】
「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

2 計画の位置付け・計画期間

- ◆子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ◆次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ◆少子化社会対策基本法第7条に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ◆子どもの貧困解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画
- ◆宮津市総合計画を上位計画とし、宮津市地域福祉計画と整合を図る



第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1 宮津市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

- ◆人口及び世帯数等の推移
- ◆出生率・合計特殊出生率
- ◆保育・教育施設の現状
- ◆放課後児童クラブの現状

2 第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画における取組状況

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（基本方針(基本的視点)）

- ◆子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられ、見守られながら、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かち合うことのできるまちを目指す

2 計画の基本目標、3 施策の体系

- ◆基本理念、2つの基本方針のもと、5つの基本目標を掲げ、総合的に施策を展開

＜基本理念＞

みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ

＜2つの基本方針（基本的視点）＞

① 子育てに夢を持てる環境づくり

② 子どもが健やかに育つまちづくり

＜5つの基本目標＞

1 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

3 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

2 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを感じられるよう支援します

4 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します

5 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

第4章 子ども・子育ての支援施策の方向と展開

1 施策の方向と展開 ◆5つの基本目標に基づき総合的に施策を展開

1 子どもを安心して生み育てられる環境づくりに取り組みます

- (1) **子どもを安心して妊娠し、出産できる環境づくり**
○妊娠から出産までの支援
- (2) **幼児期の学校教育・保育サービスの充実**
①幼児期の学校教育の充実 ②保育サービスの充実
- (3) **地域子ども・子育て支援事業の充実**
- (4) **仕事と子育てが両立できるための環境づくりの推進**
①男女が共同して子育てを担う意識の醸成 ②ワーク・ライフ・バランスの理解推進
③魅力ある働く場づくり（ジェンダーギャップ解消）
- (5) **子育て家庭への経済的支援**
○経済的支援の充実
- (6) **子どもの貧困対策やヤングケアラー支援の推進**
○実態調査の実施、支援策の検討
- (7) **配慮の必要がある家庭とこどもへの支援体制の充実**
①児童虐待対策の充実・不登校支援 ②ひとり親家庭への自立支援
③障害のある子ども・医療的ケアの必要な子どもへの支援の充実

2 家庭の子育て力を高め、子どもの成長に楽しみや喜びを 感じられるよう支援します

- (1) **子育て情報や必要な支援を必要な人に届ける情報発信と相談支援体制の充実**
①こども家庭センターの充実等 ②子育てに関する情報提供の充実
③妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実
④子どもの養育に関する相談支援体制の充実
- (2) **子育て支援のネットワークづくり**
○地域の子育て支援活動や交流の促進

3 安心・安全に暮らせる社会環境づくりに取り組みます

- (1) **母と子が健やかに育つ環境づくり**
①訪問活動・指導の充実 ②健診事業等の推進 ③母性の健全育成と医療等の充実
- (2) **安心・安全なまちづくり**
①犯罪等から守る取組の推進 ②事故等から守る取組の推進

4 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもの育ちを支援します

- (1) **子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備**
①たくましい身体の育成・確かな学力と教育環境の充実
②夢・志・豊かな感性を持った人づくり ③地域と一体となった学校づくり
- (2) **家庭や地域の教育力の向上**
○家庭教育及び親子の絆づくりへの取組
- (3) **次代を担う親の育成**
①体験活動・世代間交流の推進 ②子どものこころとからだの健康づくり
- (4) **食育の推進**
○食育への取組

5 地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます

- (1) **子どもの地域活動への応援**
○地域での多様な体験・交流機会の確保
- (2) **家庭・地域・教育・保育施設等が連携したコミュニティづくり**
①子どもの居場所づくり ②地域活動の推進と充実 ③世代間交流の推進

第5章 教育・保育事業等の量の見込みと確保方策

子ども・子育て家庭の状況及び需要（幼児教育・保育、放課後児童クラブ、子育て支援）

ニーズ調査の実施【需要の調査・把握（現在の利用状況＋利用希望）】
※宮津市：令和6年2月～令和6年3月に実施

第3期子ども・子育て支援計画：幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援に係る
「量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）」や
「確保方策（確保の内容＋実施時期）」を記載。

設定した教育・保育提供区域ごとに計画的な整備等を実施

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所
小規模保育事業者、事業所内保育
事業者、認可外施設

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、
乳児家庭全戸訪問事業等、延長保育事
業、病児・病後児保育事業、放課後児
童クラブ

+

子育て世帯訪問支援事業、児童育成支
援拠点事業、親子関係形成支援事業、
乳児等通園支援事業、産後ケア事業

1 教育・保育提供区域の設定

◆宮津市全体を1区域として設定

2 教育・保育（給付）の量の見込みと確保方策

◆量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）と 確保方策（確保の内容＋実施時期）
【宮津市の特徴】・子どもと親からなる家庭が増加
・児童数が減少する一方で0～2歳児保育ニーズの増加

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

◆量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）と 確保方策（確保の内容＋実施時期）
【宮津市の特徴】・放課後児童クラブ利用者数の増加

4 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

◆質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
◆保幼小連携の推進方策

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進及び進捗状況の把握

◆年度毎に進捗状況を把握し、子ども・子育て会議で進捗状況の点検・評価を実施
◆毎年度1回、計画に基づく実施状況を広く市民に公表

2 計画の推進に向けた関係機関の役割

◆家庭、地域社会、行政などがそれぞれの役割のもとに、連携・協力して取り組む。

資料 宮津市子ども・子育て支援ニーズ調査概要